



第6期成田市介護保険事業計画

概要版

平成27年3月
成田市

1 計画策定の趣旨

国は平成 12 年度に介護保険制度を導入し、これまでに幾度も制度改正を重ねてきました。平成 18 年度制度改正では“介護予防”を重点においた地域支援事業や予防給付サービスを新設し、平成 24 年度制度改正では、「地域包括ケア」体制の充実を掲げ、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、が一体的に提供される体制の整備に取り組んでまいりました。

そして、平成 26 年 6 月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（「医療介護総合確保推進法」）では、予防訪問介護・予防通所介護の見直し、特別養護老人ホーム入所基準の厳格化、費用負担の見直し、総合事業の義務化、在宅医療と介護の連携強化等、これまでにない大幅な制度改正が順次施行されることになっています。

本計画の策定にあたっては、誰もが「住みなれた地域で安心して暮らせる交流(ふれあい)のまち 成田」を基本理念に、本市に住む高齢者一人ひとりが心身ともに健康で、いつまでも安心して暮らせる地域社会の実現に向け、第 5 期成田市介護保険事業計画からの大きな方向性は踏襲しながらも、介護保険制度の改正等を踏まえ、「第 6 期成田市介護保険事業計画」を策定するものです。

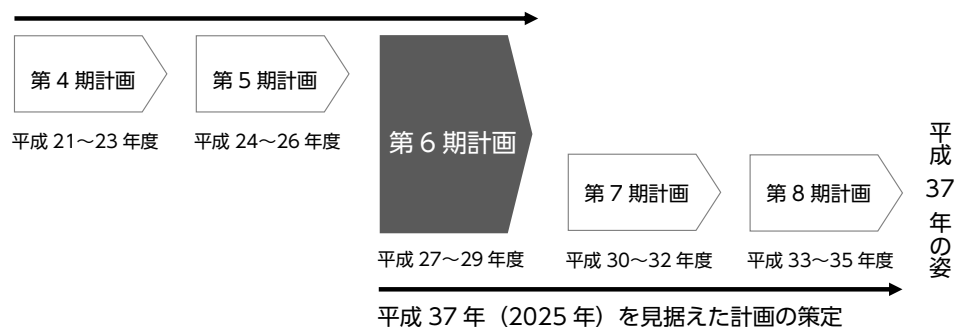
2 計画の性格・位置づけ

本計画は、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 117 条の規定に基づく法定計画であり、「第 5 期成田市介護保険事業計画」を見直すもので、介護等が必要な高齢者等を対象に、介護保険サービスの提供や地域支援事業を円滑に推進するために、基本目標や事業内容等について定めるものです。

本計画は、市の上位計画である成田市新総合計画、関連計画としての成田市総合保健福祉計画や、国及び千葉県の制度・計画等との整合性が図られたものとなります。

3 計画の期間

本計画は、団塊の世代が 75 歳以上になる平成 37 年の姿を見据えたうえで、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 カ年を計画期間とします。

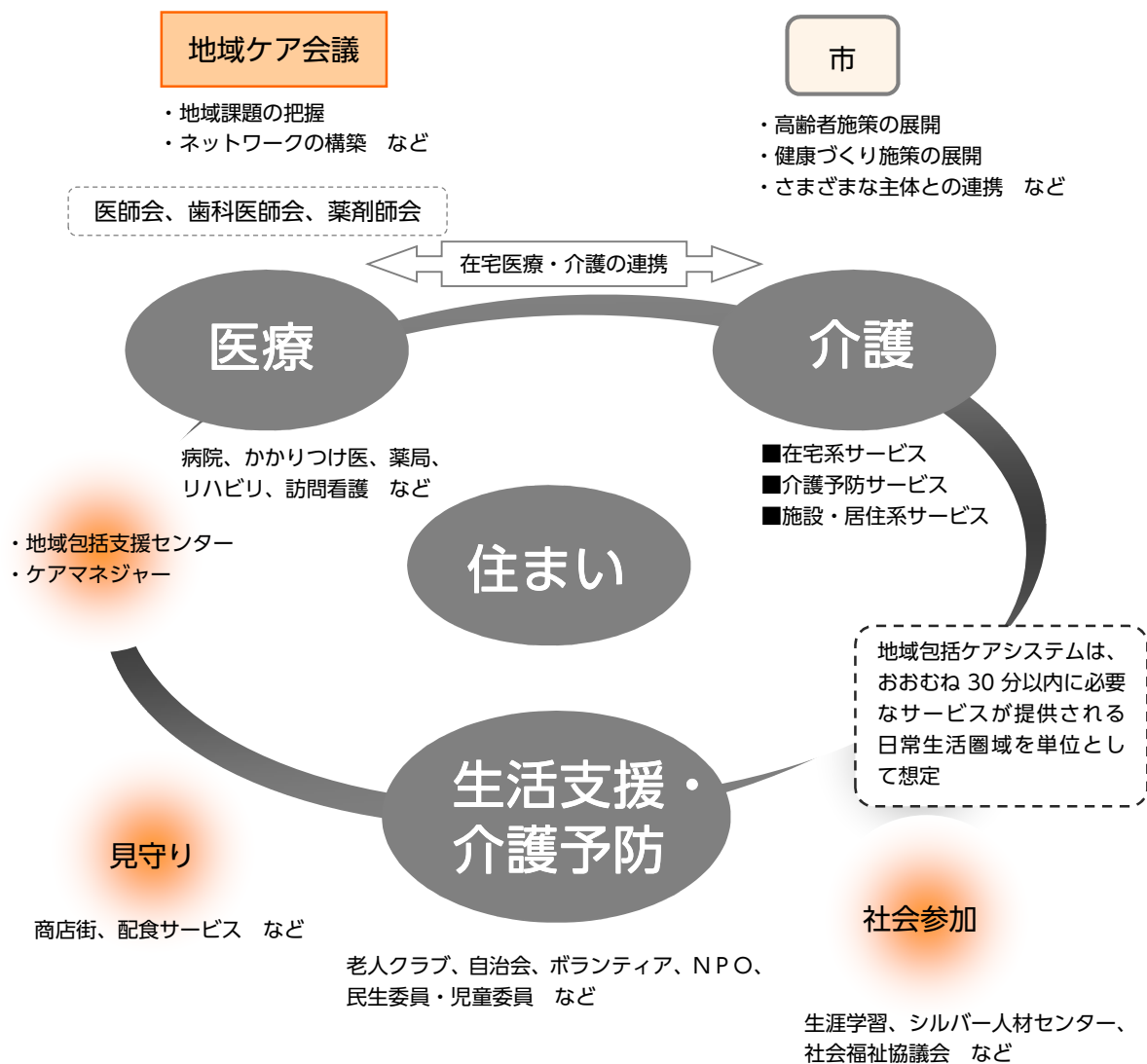


4 本市における地域包括ケアの考え方

第6期計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えて、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが求められる中、介護保険サービスや介護予防、健康づくり、生きがいつくりの仕組みが身近な地域の中に用意され、それらのサービスや支援を活用しながら高齢者が希望する暮らし方を選択できることを可能とする「生活者の視点にたった地域包括ケア」の整備が重要となります。

地域包括ケアを着実に推進するにあたり、これまで整備してきた地域資源やマンパワーを活用した自助・互助・共助・公助の取り組みを推進することで、介護・予防・医療・生活支援・住まいの一体的な提供の実現をめざします。

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



5 新しい総合事業に対する本市の方針

高齢者のニーズに応じた介護予防の取り組みや、生活支援サービスの充実に力を入れていくことが大切であることから、本市においては、既存の介護サービス提供事業所をはじめ、NPO、民間企業、ボランティアといった地域の多様な主体との連携を強化し、高齢者への支援の充実を図ることはもちろんのこと、高齢者自身も担い手となり住民同士で支え合う「互助」を推進します。

そのため、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスにおいては、予防給付による専門的なサービスが必要な高齢者を除いて、住民主体による支援サービスの類型を基本とし、多様なサービスの利用を促進します。そのほか、必要に応じて補足的に事業者によるサービスの開設や、保健・医療の専門職による短期集中型のサービスの導入を検討します。

通所型サービスにおいても同様に、予防給付による専門的なサービスが必要な高齢者を除いて、住民主体による支援サービスの類型を基本とし、NPO、自治会等と協力し、高齢者がいつでも通えるサロンを順次設置していきます。

加えて事業者によるサービスの類型で必要に応じ順次圏域の拠点となるサロンを整備し、将来的に生活支援コーディネーターの配置を検討します。

介護予防・生活支援サービス事業においては、住民ボランティアの養成を推進することで、現行の教室型の事業を、新たに地域が主体の介護予防活動支援事業の枠組みのなかで実施できるよう検討を進めます。

また、要支援者を含む高齢者を介護予防の観点でみた場合、身の回りの生活動作は自立している方も多くみられることから、支援する側と支援される側というこれまでの画一的な関係性だけではなく、地域とのつながりを維持しながら、生活支援の担い手として元気な高齢者の社会参加を推進することにより、自立意欲の向上につなげます。

以上の施策を行う上で、市民アンケートの結果を反映し既存のサービスや団体等を最大限に活かしつつ、地域特性を踏まえた体制整備を図るため、本市では、平成29年度から新しい総合事業へ移行します。

■成田市における「介護予防事業」から「新しい総合事業」への移行イメージ

	事業名（現行）	平成26年	平成27年目標	平成28年目標	平成29年目標
2 次 予 防	生活機能把握事業	実施中	独居・高齢者世帯等に 実態調査等を実施	市役所・地域包括支援センター窓口への 来庁者等にチェックリストを実施	新しい総合事業メニュー ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス ・介護予防支援事業 ・一般介護予防事業 に移行
	通所型介護予防事業		新しい総合事業での実施を関係機関に打診		
	訪問型介護予防事業	実施中	従来通り実施しつつ、 新しい総合事業での実施を関係機関に打診		
	運動機能向上支援事業	実施中	新しい総合事業での実施に向けて関係機関と連 絡調整しつつ、随時総合事業の試行的な取り組 みを実施していく		
	口腔機能向上支援事業	実施中			
	認知症予防支援事業	実施中			
1 次 予 防	介護予防普及啓発事業	実施中	従来通り実施		
	もの忘れ相談事業	実施中			
体 制 整 備	事業名（案・新規）	平成26年	平成27年目標	平成28年目標	平成29年目標
	生活支援コーディネーター配置事業	未実施	市全体で1名体制		圏域毎に配置

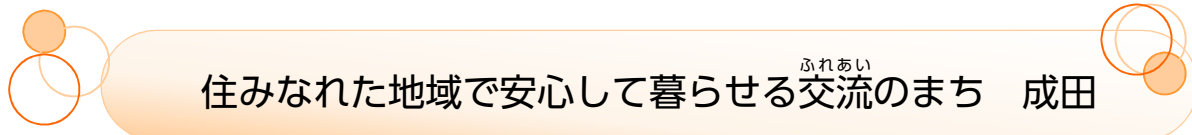
※上表はイメージであり、今後変更することがあります。

※生活支援サービスについては、平成28年度末までに協議体での審議を経て順次追加していきます。

※新しい総合事業への移行に伴い、1次予防と2次予防の区分が一元化されます。

6 計画の基本理念

成田市総合保健福祉計画において、市民や地域、行政等が連携して、交流（ふれあい）を基盤とした保健福祉施策の充実を図っており、本計画では、市の介護保険施策と保健福祉施策とを一体的に推進するという視点から、第5期計画に引き続き、成田市総合保健福祉計画と基本理念を共有します。



また、第6期計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、これまでの地域包括ケアシステムの構築のための方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムの強化を図るため、より総合的な施策の展開を図るものとします。

7 計画の基本目標

1 安心して暮らせるまちづくり ～高齢者福祉の充実～

高齢者自身の生きがいや介護予防を充実させるため、地域の実情に応じた協働の取り組みを推進します。そして、できる限り要介護状態になることのないよう、また、重度化を防ぐために、早い段階からの介護予防・健康づくりの習慣を市民に定着させます。

さらに、市民への介護予防・健康づくりの重要性について啓発していくとともに、たとえ介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、さまざまな生活支援サービスの充実と、情報の周知を図ります。介護が必要な人への在宅サービスや介護保険サービスの充実はもちろんのこと、必要に応じて施設に入所することができるよう、今後の見通しを立て適切な施設の拡充を図ります。

主な取り組み

- ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ◇ 生活支援・介護予防の体制整備
- ◇ 介護保険サービスの提供
- ◇ 介護保険関連施設等の整備

2 支え合うまちづくり ～地域包括ケア体制の強化～

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、介護、予防、医療、生活支援、住まいが一体的に提供され、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を重点的に進めます。

地域包括ケアの推進にあたっては、自助・互助・共助の役割の重要性について住民に普及啓発し、住民の主体的な活動である老人クラブや地域活動の団体、NPO、自治会などによる活動を促進し、地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを進めます。

また、市民一人ひとりが協力し合い、高齢者だけでなく障がい者や子育て世代など誰もが安心し、自立して住み慣れた地域での生活が送れるよう、世代を超えた住民同士の交流や、地域の自主性・主体性に基づいた、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

主な取り組み

- ◇ 地域包括ケアの市民への普及啓発
- ◇ 認知症高齢者支援の推進
- ◇ 権利擁護事業の推進
- ◇ 介護予防・健康づくりの推進
- ◇ 積極的な社会参加の促進、生きがい支援

3 サービスの質の確保・向上

高齢者が介護を要する状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護保険サービスの量的な充実を図ることはもちろんのこと、対人援助職として専門知識やコミュニケーション能力・技術の向上を図り、利用者が自らの意思で医療や介護サービス等の選択ができ、適切なサービスが受けられるよう努めます。

そのために訪問介護や通所介護、ケアマネジメントに従事する職員を対象にサービス等の専門的な見識を持った指導者等を招請し、職員やサービス等の質の向上を図ります。また、各団体と協働して研修内容を検討するなど、サポート体制を構築していきます。

事業者指導では、事業運営上の必要事項や適正な請求事務、個別ケアの推進、苦情対応等について指導を行うとともに、労働基準法令、事故防止対策、衛生管理、非常災害対策等の指導については関係機関との連携を図ります。

主な取り組み

- ◇ 人材の育成・確保
- ◇ 介護保険事業の適切な運営
- ◇ 介護サービス情報の提供
- ◇ 運営推進会議
- ◇ 事業者指導

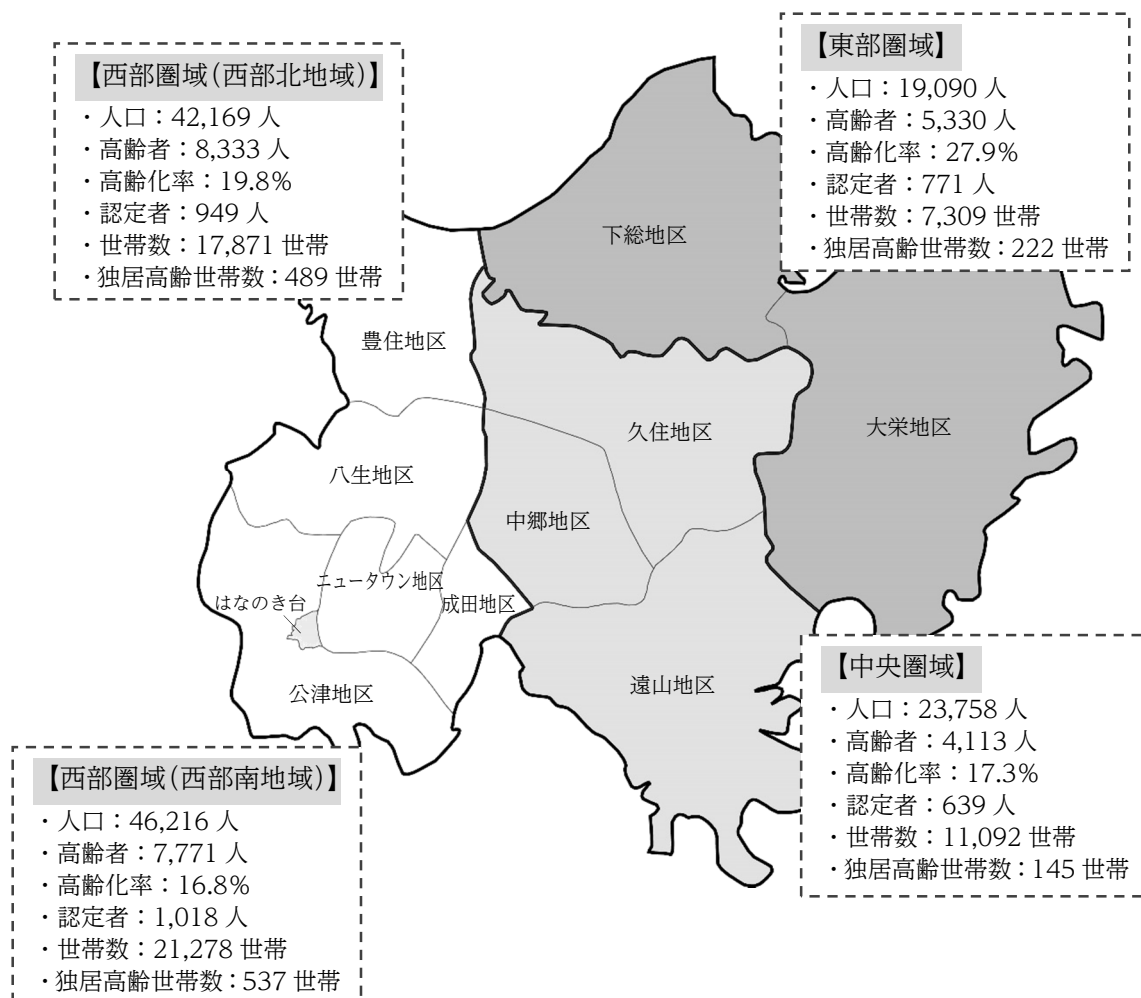
8 日常生活圏域の設定

本市では、地域に暮らす高齢者や高齢者を支える家族介護者が、より安心した生活を続けられるよう地域特性を配慮し、行政地区をもとに3つの日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域は第6期計画期間中において検討を行い、第7期計画で設定します。

■第6期計画における日常生活圏域の設定

日常生活圏域	対象となる区域
西部圏域	(西部北地域) 八生地区、豊住地区、ニュータウン地区 (※はなのき台を含む)
	(西部南地域) 成田地区、公津地区 (※はなのき台を除く)
中央圏域	久住地区、中郷地区、遠山地区
東部圏域	下総地区、大栄地区

【日常生活圏域の設定】



資料

人口・高齢者数：平成26年3月末日現在（介護保険課集計）

独居高齢者（世帯）、認定者：平成26年3月末日現在（高齢者福祉課集計）

9

サービス費用の見込み

(1) 介護給付費の推計

■介護給付費の推計

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
居宅介護サービス					
訪問介護	317,401	325,398	335,466	359,946	371,884
訪問入浴介護	47,063	47,728	48,168	50,924	51,907
訪問看護	19,159	19,814	22,516	31,469	47,053
訪問リハビリテーション	18,961	19,332	19,389	20,325	20,750
居宅療養管理指導	24,841	27,658	31,361	39,012	44,925
通所介護	975,650	638,725	696,673	821,769	834,430
通所リハビリテーション	133,278	137,203	148,264	165,571	178,557
短期入所生活介護	206,165	218,498	242,384	285,020	324,098
短期入所療養介護	17,712	19,066	21,883	35,346	56,479
福祉用具貸与	146,728	150,782	159,250	185,660	212,686
特定福祉用具販売	6,862	7,467	7,683	8,056	8,448
住宅改修	21,256	22,883	25,195	31,715	36,135
特定施設入居者生活介護	220,607	244,762	296,208	354,241	410,249
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	37,393	75,525	78,805	79,523
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	102,672	105,464	113,560	131,620	195,555
小規模多機能型居宅介護	214,988	257,888	380,649	471,652	532,031
認知症対応型共同生活介護	276,216	282,439	288,307	346,962	346,962
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	92,177	91,999	91,999	107,205	107,205
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	-	383,235	418,004	493,061	500,658
施設サービス					
介護老人福祉施設	1,029,315	1,567,050	1,704,123	1,987,185	2,250,941
介護老人保健施設	1,101,241	1,099,114	1,413,301	1,693,532	1,931,639
介護療養型医療施設	215,911	215,494	215,494	220,237	220,237
居宅介護支援	249,966	252,013	262,573	314,803	358,522
合計【介護給付費】(I)	5,438,169	6,171,405	7,017,975	8,234,116	9,120,874

※介護療養型医療施設は、平成30年度以降は転換施設となりますが、第6期計画策定時点では具体的に転換するサービスの種類が不明なため、平成32年度、平成37年度においても介護療養型医療施設としてサービスを見込んでいます。

■予防給付費の推計

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
介護予防サービス					
介護予防訪問介護	37,904	37,859	-	-	-
介護予防訪問入浴介護	412	411	411	425	425
介護予防訪問看護	889	1,076	1,308	1,756	2,024
介護予防訪問リハビリテーション	764	785	808	898	967
介護予防居宅療養管理指導	1,242	1,336	1,395	1,577	1,719
介護予防通所介護	108,097	108,326	-	-	-
介護予防通所リハビリテーション	13,724	13,872	14,306	15,690	17,849
介護予防短期入所生活介護	1,918	1,966	2,188	2,354	2,449
介護予防短期入所療養介護	267	266	266	272	272
介護予防福祉用具貸与	10,753	12,439	14,723	19,237	22,229
特定介護予防福祉用具販売	1,740	1,834	2,037	2,347	2,717
介護予防住宅改修	15,456	19,879	25,350	32,882	37,884
介護予防特定施設入居者生活介護	9,826	10,057	10,937	12,246	13,403
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	429	428	428	439	439
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,893	2,423	3,767	4,878	5,533
介護予防認知症対応型共同生活介護	1,373	1,370	1,370	1,400	1,400
介護予防支援	23,302	21,779	20,397	22,149	25,466
合 計 【予防給付費】 (Ⅱ)	229,989	236,106	99,691	118,550	134,776

総給付費 (Ⅰ) + (Ⅱ)	5,668,158	6,407,511	7,117,666	8,352,666	9,255,650
-----------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(2) 地域支援事業費の推計

■地域支援事業費の推計

(単位：千円)

	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	28,351	29,127	177,100	192,049	219,820
包括的支援事業・任意事業費	109,993	115,823	121,961	142,399	184,352
合 計 【地域支援事業費】	138,344	144,950	299,061	334,448	404,172

第6期計画（平成27年度～平成29年度）における第1号被保険者の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。

① 介護報酬の引き下げ

賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえ、介護報酬を全体で2.27%引き下げることとなりました。

② 地域区分の引き上げ

本市の地域区分は、現行の0%から見直され、平成27年度から平成29年度までの間は5級地10%が適用されることとなりました。

③ 負担割合の変更

第6期計画期間では第1号被保険者の負担割合22%、第2号被保険者の負担割合28%に変更され、第1号被保険者が負担する割合が高くなっています。

④ 低所得者の保険料軽減強化

国では、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けることとしています。

⑤ 所得段階別区分の多段階設定

被保険者の方の負担能力に応じた保険料の設定を行うため、13段階の所得段階を設定します。

⑥ 成田市介護保険財政調整基金の活用

第6期計画の保険料基準額の算定に際しては、成田市介護保険財政調整基金を3億5百万円取り崩すこととし、保険料上昇の抑制を行います。

⑦ 保険料基準額の改定

平成27年度からの3年間の介護保険サービスに係る費用を推計した結果から、本市における第6期計画の介護保険料基準額は、月額4,600円（年額55,200円）となります。

⑧ 中長期的な介護保険料の推計

第6期計画では、平成32年及び平成37年の高齢者人口や要支援・要介護認定者、介護保険サービスに係る費用等の推計を行い、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

この中長期的な推計に基づき、現状のまま推移するとして試算すると、本市の第1号被保険者の介護保険料基準額は、平成32年度で月額6,100円前後（年額73,200円前後）、平成37年度で月額6,600円前後（年額79,200円前後）となることを見込まれます。

■所得段階別保険料

第5期 所得段階	第6期 所得段階	対象者	計算方法	保険料 年額(円)
第1段階	第1段階	・生活保護者、市町村民税世帯非課税者の 老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税者で課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.50 *1	27,600 *1
第2段階				
特例 第3段階	第2段階	・市町村民税世帯非課税者で課税年金収入 額と合計所得金額の合計が120万円以下	基準額 ×0.65 *2	35,800 *2
第3段階	第3段階	・市町村民税世帯非課税者で上記以外	基準額 ×0.75 *2	41,400 *2
特例 第4段階	第4段階	・市町村民税本人非課税者で課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	49,600
第4段階	第5段階	・市町村民税本人非課税者で上記以外	基準額 ×1.00	55,200
第5段階	第6段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 125万円未満）	基準額 ×1.20	66,200
第6段階	第7段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 125万円以上150万円未満）	基準額 ×1.30	71,700
第7段階	第8段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 150万円以上190万円未満）	基準額 ×1.40	77,200
第8段階	第9段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 190万円以上380万円未満）	基準額 ×1.60	88,300
第9段階	第10段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 380万円以上760万円未満）	基準額 ×1.80	99,300
第10段階	第11段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 760万円以上1,000万円未満）	基準額 ×2.00	110,400
	第12段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 1,000万円以上1,500万円未満）	基準額 ×2.20	121,400
	第13段階	・市町村民税本人課税者（合計所得金額 1,500万円以上）	基準額 ×2.40	132,400

*1 平成27年度から消費税による公費投入が行われた場合、保険料率及び保険料額が軽減されます。（下表参照）

*2 平成29年度から消費税増税分を財源とした公費投入が行われた場合、保険料率及び保険料額が軽減されます。

なお、今後の国の動向により変更となる可能性があります。（下表参照）

■保険料軽減の割合（基準額に対する保険料率）

所得段階	平成27年度、平成28年度	平成29年度
第1段階	0.50 → 0.45	0.45 → 0.30
第2段階	-	0.65 → 0.40
第3段階	-	0.75 → 0.70

※平成29年度からの軽減については、今後の国の動向により変更となる可能性があります。

お知らせ

介護保険料の軽減に関する介護保険法施行令が平成27年4月10日付で改正されたため、第1段階の保険料は27,600円から24,800円に減額されました。



第6期成田市介護保険事業計画【概要版】

発行：成田市
編集：成田市福祉部 介護保険課、高齢者福祉課
健康こども部 健康増進課
〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地
(電話：0476-22-1111)

発行年月：平成 27 年 3 月